

## 医療施設体系に関するこれまでの議論等

## 資 料 目 次

- 医療法に基づく病院・診療所の体系について . . . P. 1
- 地域医療支援病院について . . . P. 2
- 特定機能病院について . . . P. 15
- 医療連携体制の構築・かかりつけ医について . . . P. 29
- 専門医について . . . P. 36
- 医療法に基づく人員配置標準について . . . P. 42
- 医師確保との関係について . . . P. 56
- 参考資料
  - 「医療提供体制に関する意見」 . . . P. 61
  - 「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」  
の概要 . . . P. 88

## 医療法に基づく病院・診療所の体系について

◎病院：9, 014施設（平成18年3月31日現在）

※医療施設動態調査（平成18年3月末概数）より

### （定義）

20人以上の患者を入院させるための施設を有し、傷病者に対し科学的でかつ適正な診療を提供するための人員、構造設備の基準を満たすもの。

### （類型）

- 地域医療支援病院：120施設（平成18年7月1日現在） ※厚生労働省医政局調より  
地域における医療の確保のために必要な支援に関する要件（①紹介外来制を原則とすること、②救急医療提供の能力を有すること、③200床以上の病床を有すること 等）を満たす病院として、都道府県知事の承認を受けたもの。
- 特定機能病院：81施設（平成18年7月1日現在） ※厚生労働省医政局調より  
①高度の医療を提供する能力を有すること、②高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること、③400床以上の病床を有すること 等の要件を満たす病院として、厚生労働大臣の承認を受けたもの。

◎診療所：165, 673施設（平成18年3月31日現在）

※医療施設動態調査（平成18年3月末概数）より

### （定義）

患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。

### （類型）

- 一般診療所：98, 405施設（平成18年3月31日現在）
  - ・うち有床（1～19床）：13, 719施設
  - ・うち無床（0床）：84, 686施設
- 歯科診療所：67, 268施設（平成18年3月31日現在）

## 地域医療支援病院について

## 地域医療支援病院について

### 1. 趣 旨

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認している。

### 2. 役 割

- 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
- 医療機器の共同利用の実施      ○救急医療の提供      ○地域の医療従事者に対する研修の実施

### 3. 承認要件

- 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、特別医療法人、公的医療機関、医療法人等（詳細は別添2参照）
- 紹介患者中心の医療を提供していること
  - ① 紹介率80%を上回っていること（紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。）
  - ② 紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること
  - ③ 紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えること
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する教育を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること

#### 4. 承認を受けている病院（平成18年6月12日現在）

合計 120病院（別添1参照）

#### 5. 平成16年に行った承認要件の見直しの概要

##### （1）開設主体の追加

平成16年5月18日付 厚生労働省告示第226号において、新たに以下の開設主体を追加。

- ① 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ② 独立行政法人 労働者健康福祉機構
- ③ 次の2要件を満たす病院であって、かつ、地域における医療の確保のために必要な支援の実施に相当の実績を有している病院を開設する者
  - ・ エイズ治療拠点病院又は地域がん診療拠点病院であること
  - ・ 保険医療機関であること

##### （2）紹介率の見直し（詳細は別添2参照）

従来の要件に加え、新たに逆紹介率の概念も含めた①紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること②紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えることという2要件を追加した。

##### （3）その他

- ・ 紹介率の算定式中にある「紹介患者の数」及び「救急患者の数」について、全て初診患者のみを対象とすることを明確化したこと。
- ・ 紹介率又は逆紹介率の算定に当たって、紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合の対応に等

## 6. 地域医療支援病院制度創設時の医療審議会の答申

- 医療審議会の答申（平成8年4月25日）によれば、地域医療支援病院が果たすべき機能としては、以下のものが想定されていたところ。（☆：現在の地域医療支援病院の承認要件となっているもの ☆：現在の地域医療支援病院の承認要件とされていないもの）

☆紹介患者の積極的な受け入れ

☆救急医療の実施

★在宅医療の支援

☆施設・設備の開放等

☆地域の医療関係者に対する研修

★医療機関に対する情報提供 等

〈参考〉「今後の医療体制の在り方について（意見具申）」（平成8年4月25日 医療審議会）（関係部分抜粋）

### II. 医療施設機能の体系化

#### 1. 患者のニーズに応じた医療機関の在り方

##### （6）地域医療の充実・支援を行う医療機関の在り方

○地域の診療所や中小病院は、地域における医療の中心的な提供主体としてプライマリケアを担っているところであるが、地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関の連携等を図る観点から、かかりつけ医等を支援する医療機関の位置付けを検討することが必要である。このような医療機関としては、一定規模の病床を有し、救急医療の実施や在宅医療の支援、施設・設備の開放等を行うとともに、地域の医師等医療従事者に対する研修、医療機関に対する情報提供等の機能を持つことが適当である。また、がん等の単一の機能を有する病院であっても、地域の医療機関と連携して、必要な医療の確保に寄与する場合には、地域の医療を支援する医療機関として位置付けていくことが適当であろう。なお、これらの医療機関は、紹介患者を積極的に受け入れていくことが期待される。

## 地域医療支援病院に係る指摘について

### 意見の概要

- 承認要件に係る紹介率の考え方は、地域で実際に中核病院が地域医療支援病院になれないというぐらい厳しいため、要件をクリアするために、「門前クリニック」を地方によっては作らないといけないという現実がある。  
よって、地域の状況に応じて、地域医療支援病院を作るべきではないか。
- 紹介率の計算が特定機能病院と地域医療支援病院、それに一般の健保法上の紹介率と3種類あるということが、非常に問題を複雑にしている。  
これにより、本来健保法上30%をクリアできないような紹介率が、救急患者が多いだけで一挙に地域医療支援病院になり、これによって紹介率が80%になって、入院基本料に対する加算が非常に大きくなるというようなモラルハザードを起こす可能性がある。そのために、いま門前診療所というのが増えてきたのではないか。  
よって、紹介率の整理についても、もう一度考えるべきではないか。
- 承認要件の緩和を行ったにもかかわらず、同時に紹介患者の数や救急患者の数をすべて初診患者のみを対象にするということを明確化したことから、逆に紹介率が減っているところがある。  
よって、紹介率の算定式について再度検討する必要があるのではないか。
- 救急などを担っている地域中核病院が地域支援病院になれないというのは、問題があるので、現在の要件以外のものがあるといいのではないか。もともと地域支援病院の発生は、ちょっと違っていたと思う。それが今は地域の中核病院もそこに巻き込もうとしているところがあることから、この点の振分けをもう1回きちんとすべきである。



- 地域医療支援病院は、本来病診連携なり、地域の連携を目的として設置されるものであるが、医業経営上の動機から、地域支援病院となったところがあるのではないか。その点が問題である。  
よって、本来の地域支援病院としての役割を再度整理する必要があるのではないか。
- 現在の承認要件には、備えるべき構造設備、紹介率等が定められているが、どのような方法で地域の医療機関と連携を図っていくかという視点から、連携の方法等も審査できるようにすべきではないか。

## 医療提供体制に関する意見（抄）

平成17年12月8日  
社会保障審議会医療部会

### 4. 医療機能の分化連携の推進

#### 4-4 医療施設の類型、医療施設に係る諸基準の見直し

##### (1) 地域医療支援病院

- 地域医療支援病院の管理者の義務として、「地域において在宅医療等を提供する他の医療機関等を支援」する機能を発揮すべきことを医療法に規定する。
- 地域医療支援病院の開設者から毎年提出される業務報告について、都道府県知事が公表する仕組みを新設する。  
地域医療支援病院の承認後に承認要件を満たさなくなった場合等において、改善を指導してもなお要件を満たさない場合には法に従い承認の取消しを行う等、各都道府県において、制度の趣旨に沿った運用が行われるよう促す。
- 医療連携体制の構築との関係や地域医療支援病院に本来求められる機能や承認要件のあり方等、地域医療支援病院制度全般にわたる検討課題について、医療施設体系のあり方に関する検討会を開催して検討を進める。

## 平成18年医療制度改革における地域医療支援病院に係る改正内容

### 1 医療法改正関係

#### <地域医療支援病院の管理者の義務の見直し>

- 制度創設時に地域医療支援病院の機能の一つとして想定していた「在宅医療の支援」という機能を具体化し、地域において在宅医療を推進していく観点から、地域医療支援病院の管理者の義務として、新たに「医療提供施設、訪問看護事業者等の在宅医療の提供者間の連携の緊密化のための支援、患者又は地域の医療提供施設に対する在宅医療の提供者に関する情報提供等、在宅医療の提供の推進に関し必要な支援を行う」ことを位置付けた。  
〔平成19年4月1日より施行〕

#### <都道府県知事による業務報告の公表の制度化>

- 地域医療支援病院の承認要件が適切に遵守されているか否かについて住民からのチェック機能が適切に働くような仕組みとする観点から、地域医療支援病院から毎年10月に提出される業務報告について、都道府県知事が公表を行う仕組みを設けた。〔平成19年4月1日より施行〕

### 2 平成18年度診療報酬改定関係

- 紹介率を要件とする入院基本料等加算の廃止に伴い、「地域医療支援病院入院診療加算2」の廃止を行った。
- 紹介患者に対する医療提供、24時間救急医療の提供等、地域医療支援病院の機能を評価する「地域医療支援病院入院診療加算1」の引き上げ（490点→1000点）を行った。

(別添1)

## 地域医療支援病院一覧

(平成18年6月12日現在)

	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
1	北海道	函館市医師会病院	240	平成11年3月18日	南渡島医療圏
2	北海道	釧路市医師会病院	126	平成11年8月5日	釧路医療圏
3	北海道	旭川赤十字病院	765	平成16年5月17日	上川中部医療圏
4	北海道	総合病院北見赤十字病院	695	平成17年4月28日	北網療圏
5	青森県	八戸市立市民病院	609	平成14年11月29日	八戸医療圏
6	青森県	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	474	平成16年9月22日	八戸医療圏
7	宮城県	財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院	330	平成10年9月1日	仙台医療圏
8	宮城県	仙台厚生病院	383	平成14年11月14日	仙台医療圏
9	宮城県	みやぎ県南中核病院	300	平成16年11月19日	仙南医療圏
10	宮城県	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	698	平成17年11月25日	仙台医療圏
11	秋田県	秋田県成人病医療センター	127	平成12年2月23日	秋田周辺医療圏
12	秋田県	能代山本医師会病院	200	平成12年2月23日	能代・山本医療圏
13	山形県	山形市立病院済生館	585	平成15年11月25日	村山医療圏
14	福島県	財団法人竹田総合病院	1,097	平成14年2月22日	会津医療圏
15	福島県	労働者健康福祉機構福島労災病院	428	平成15年5月18日	いわき医療圏
16	茨城県	筑波メディカルセンター病院	409	平成11年3月25日	つくば医療圏
17	栃木県	佐野医師会病院	153	平成12年3月24日	両毛医療圏
18	群馬県	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	255	平成11年6月1日	伊勢崎佐波医療圏
19	群馬県	前橋赤十字病院	592	平成13年12月27日	前橋医療圏
20	群馬県	独立行政法人国立病院機構高崎病院	451	平成17年2月28日	高崎・安中医療圏
21	群馬県	医療法人社団日高会日高病院	185	平成17年4月1日	高崎・安中医療圏
22	埼玉県	大宮医師会市民病院	240	平成10年10月1日	中央医療圏
23	埼玉県	埼玉県立小児医療センター	300	平成10年10月1日	東部医療圏
24	埼玉県	社団法人東松山医師会病院	269	平成14年2月18日	比企医療圏
25	埼玉県	北里研究所メディカルセンター病院	440	平成15年7月29日	中央医療圏
26	埼玉県	医療法人財団石心会狭山病院	349	平成16年7月28日	西部第一医療圏
27	埼玉県	医療法人壮幸会行田総合病院	278	平成16年11月5日	利根医療圏
28	千葉県	安房医師会病院	149	平成13年4月1日	安房医療圏
29	千葉県	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	862	平成16年12月20日	安房医療圏
30	千葉県	千葉県こども病院	203	平成16年12月24日	千葉医療圏
31	東京都	(財)東京都保健医療公社多摩南部地域病院	318	平成10年9月4日	南多摩医療圏
32	東京都	(財)東京都保健医療公社東部地域病院	313	平成10年9月4日	区東北部医療圏
33	東京都	医療法人財団河北総合病院	315	平成18年5月9日	区西部医療圏
34	東京都	日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院	611	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏
35	東京都	財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院	320	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏
36	東京都	財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	340	平成18年5月9日	北多摩北部医療圏
37	神奈川県	藤沢市民病院	506	平成12年4月21日	湘南東部医療圏
38	神奈川県	恩賜財団済生会横浜市南部病院	500	平成15年9月29日	横浜南部医療圏

地域医療支援病院一覧

(平成18年6月12日現在)

	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
39	神奈川県	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	489	平成15年10月6日	湘南西部医療圏
40	神奈川県	神奈川県厚生農業協同組合連合会相模原協同病院	500	平成15年10月24日	県北医療圏
41	神奈川県	国家公務員共済組合連合会総合病院横須賀共済病院	812	平成16年3月31日	横須賀・三浦医療圏
42	神奈川県	神奈川県立子ども医療センター	422	平成16年11月8日	横浜南部医療圏
43	神奈川県	財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	410	平成16年11月8日	横浜西部医療圏
44	新潟県	済生会新潟第二病院	500	平成14年8月27日	新潟医療圏
45	新潟県	新潟市民病院	724	平成16年2月17日	新潟医療圏
46	福井県	福井県済生会病院	466	平成16年3月29日	福井・坂井医療圏
47	長野県	特定医療法人慈泉会相澤病院	471	平成13年8月2日	松本医療圏
48	長野県	独立行政法人国立病院機構長野病院	420	平成14年11月14日	上小医療圏
49	長野県	諏訪赤十字病院	475	平成14年11月14日	諏訪医療圏
50	長野県	長野赤十字病院	774	平成15年8月5日	長野医療圏
51	長野県	飯田市立病院	407	平成16年7月30日	飯伊医療圏
52	静岡県	静岡県立子ども病院	200	平成13年2月23日	静岡医療圏
53	静岡県	県西部浜松医療センター	606	平成13年2月23日	西部医療圏
54	静岡県	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院	744	平成16年6月29日	西部医療圏
55	静岡県	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷三方原病院	764	平成16年6月29日	西部医療圏
56	愛知県	名古屋第二赤十字病院	805	平成17年9月30日	名古屋医療圏
57	三重県	厚生連鈴鹿中央総合病院	460	平成16年3月8日	北勢保健医療圏
58	三重県	厚生連松坂中央総合病院	440	平成16年3月8日	南勢志摩医療圏
59	三重県	山田赤十字病院	655	平成16年3月8日	南勢志摩医療圏
60	滋賀県	大津赤十字病院	829	平成15年6月26日	大津医療圏
61	滋賀県	大津市民病院	562	平成15年6月26日	大津医療圏
62	京都府	京都第二赤十字病院	680	平成18年4月1日	京都・乙訓医療圏
63	大阪府	医)橘会東住吉森本病院	329	平成15年2月28日	大阪市医療圏
64	大阪府	医)ベガサス馬場記念病院	542	平成15年2月28日	堺市医療圏
65	大阪府	医)生長会ベルランド総合病院	522	平成16年9月17日	堺市医療圏
66	大阪府	医)愛仁会高槻病院	477	平成17年12月28日	三島医療圏
67	大阪府	宗)在日本南ブレス・テリアミッション淀川サント教病院	487	平成17年12月28日	大阪市医療圏
68	兵庫県	兵庫県立淡路病院	452	平成13年10月22日	淡路医療圏
69	和歌山県	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院	361	平成16年5月24日	和歌山医療圏
70	和歌山県	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	410	平成18年6月12日	御坊医療圏
71	島根県	益田地域医療センター医師会病院	343	平成10年10月30日	益田医療圏
72	島根県	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	354	平成17年12月22日	浜田医療圏
73	岡山県	岡山中央病院	162	平成13年3月30日	県南東部医療圏
74	岡山県	赤磐医師会病院	196	平成16年7月1日	県南東部医療圏
75	広島県	呉市医師会病院	207	平成11年11月17日	呉医療圏
76	広島県	三原市医師会病院	200	平成11年11月17日	尾三医療圏
77	広島県	厚生連広島総合病院	570	平成16年8月12日	広島西医療圏

地域医療支援病院一覧

(平成18年6月12日現在)

	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
78	山口県	岩国市医療センター医師会病院	201	平成10年12月21日	岩国医療圏
79	山口県	徳山医師会病院	391	平成13年12月3日	周南医療圏
80	徳島県	徳島赤十字病院	470	平成13年10月1日	南部Ⅰ医療圏
81	徳島県	阿南医師会中央病院	300	平成13年10月1日	南部Ⅰ医療圏
82	徳島県	徳島県立中央病院	540	平成18年3月6日	東部Ⅰ医療圏
83	愛媛県	喜多医師会病院	235	平成11年8月11日	八幡浜・大洲医療圏
84	愛媛県	松山赤十字病院	745	平成17年5月23日	松山医療圏
85	高知県	医療法人近森会 近森病院	338	平成15年2月25日	中央医療圏
86	高知県	高知赤十字病院	482	平成17年8月16日	中央医療圏
87	福岡県	宗像医師会病院	164	平成12年3月31日	宗像医療圏
88	福岡県	甘木朝倉医師会病院	240	平成12年3月31日	甘木朝倉医療圏
89	福岡県	糸島医師会病院	150	平成15年3月13日	福岡・糸島医療圏
90	福岡県	独立行政法人国立病院機構九州医療センター	700	平成16年2月27日	福岡・糸島医療圏
91	福岡県	社会保険小倉記念病院	658	平成17年4月1日	北九州療内
92	福岡県	新日鐵八幡記念病院	453	平成17年4月1日	北九州療内
93	福岡県	戸畑共立病院	160	平成17年4月1日	北九州療内
94	福岡県	飯塚病院	1116	平成17年4月1日	飯塚療内
95	福岡県	公立学校共済組合九州中央病院	330	平成18年4月1日	福岡・糸島医療圏
96	佐賀県	佐賀県立病院好生館	541	平成16年11月1日	中部医療圏
97	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	650	平成15年3月25日	県央医療圏
98	長崎県	長崎県立島原病院	330	平成16年4月22日	県南医療圏
99	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎神経医療センター	254	平成16年6月28日	県央医療圏
100	長崎県	長崎市立市民病院	414	平成17年10月1日	長崎医療圏
101	熊本県	天草地域医療センター	200	平成11年3月29日	天草医療圏
102	熊本県	熊本地域医療センター	227	平成12年7月28日	熊本医療圏
103	熊本県	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	550	平成14年3月28日	熊本医療圏
104	熊本県	健康保険人吉総合病院	274	平成17年10月12日	球磨医療圏
105	大分県	大分市医師会立アルメイダ病院	385	平成10年12月25日	大分医療圏
106	大分県	臼杵市医師会立コスモス病院	202	平成12年7月1日	臼津医療圏
107	宮崎県	宮崎市郡医師会病院	248	平成10年12月1日	宮崎東諸県医療圏
108	宮崎県	都城市郡医師会病院	166	平成13年1月10日	都城北諸県医療圏
109	鹿児島県	鹿児島市医師会病院	255	平成10年10月27日	鹿児島医療圏
110	鹿児島県	川内市医師会立市民病院	220	平成12年1月31日	川薩医療圏
111	鹿児島県	出水郡医師会立阿久根市民病院	261	平成15年11月10日	出水医療圏
112	鹿児島県	霧島市医師会医療センター	254	平成18年2月28日	始良医療圏
113	鹿児島県	肝属郡医師会立病院	213	平成15年11月10日	肝属医療圏
114	鹿児島県	曾於郡医師会立病院	203	平成16年9月22日	曾於医療圏
115	鹿児島県	南風病院	338	平成17年8月25日	鹿児島医療圏
116	鹿児島県	独立行政法人国立病院機構九州循環器病センター	370	平成18年2月28日	鹿児島医療圏

地 域 医 療 支 援 病 院 一 覧

(平成18年6月12日現在)

	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
117	沖縄県	医療法人仁愛会浦添総合病院	302	平成13年6月26日	南部医療圏
118	沖縄県	医療法人敬愛会中頭病院	326	平成16年11月18日	中部医療圏
119	沖縄県	沖縄県立中部病院	550	平成17年2月14日	中部医療圏
120	沖縄県	(社) 北部地区医師会病院	236	平成17年8月30日	北部医療圏

## 地域医療支援病院に係る紹介率の見直しについて

### 1 従来の基準

医療法第4条第1項第1号に規定する「他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、(中略)体制が整備されていること」とは、いわゆる紹介外来制を原則としていることを意味するものであり、具体的には、

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者の数} + \text{救急患者の数}}{\text{初診患者の数 (注1)}} \times 100$$

により算定した数が80%を上回っていること(注2)を求める趣旨であることとされている(平成10年5月19日健政発第639号厚生省健康政策局長通知)

(注1)「初診患者の数」 = 初診患者の総数 - 休日又は夜間に受診した救急患者の数(緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数を除く)

(注2) 紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。

### 2 平成16年7月22日付医政局長通知による承認要件緩和後

1のほか、次の2要件のうちいずれかを満たしている場合にも、紹介外来制を原則としていることとする。

- 紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること。
- 紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えること。

※ 逆紹介率について

$$\text{逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100 \quad \text{により算定する。}$$

逆紹介患者は診療情報提供料を算定した患者とし、逆紹介患者の数は前年度の逆紹介患者の全数とする。